

川越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正(案)

※国基準はすべて従うべき基準

項目	国基準改正内容	市基準改正案
保育所等との連携	<p>(第六条改正部分)</p> <p>次のいずれかに該当するときは、家庭的保育事業者等による保育の終了に際して、引き続き教育又は保育の提供について連携協力を 行う保育所、幼稚園又は認定こども園の適切な確保についての規定を適用しないことができる。</p> <p>(1) 市が保育の需要に対する利用調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等の卒園児を優先的に取り扱う措置、その他引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき</p> <p>(2) 家庭的保育事業者等による連携協力をを行う施設の確保が、著しく困難であると認めるとき</p>	国基準どおり